

## 旭川市消防本部からのお知らせ

### 休業中の事業所に対する火災予防上必要な措置について

休業中の事業所（空家）の所有者または管理者は、旭川市火災予防条例により当該事業所（空家）への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去など、以下のような措置を講じなければなりません。

「空家」は、現に人が住んでいない共同住宅や使用されていない事業所、工場等の建物などを言います。

#### 1 空家への侵入の防止

空家にむやみに人が出入りできないように玄関等は施錠してください。また、侵入口となりやすい窓等も維持管理に努めてください。

#### 2 周囲の燃焼のおそれのある物件の除去

空家の周囲にダンボール等の可燃物を放置しないこと、また、危険物（灯油等）は除去してください。

#### 3 ガス・電気の遮断

ガスの元栓の閉鎖、電気配線の状況など（じゅう器等に挟まれて過度な過重が加わっていないかなど）の確認、ブレーカーを落とすことや使用していない電気器具の電源プラグを抜くなど、ガス・電気の適正な管理を徹底してください。

#### 4 定期的な状況の確認

空家は放置せず、空家の内部及び周囲の状況等に異常がないかを定期的実施してください。

担当

旭川市消防本部

予防指導課査察担当

0166-25-1123